

チェック=Y 日付け=2016/10/25

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成28年11月2日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 カインズモール甲賀店 甲賀市水口町泉字下川原1405番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社カインズ 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号 代表取締役 土屋裕雅 ほか1者
- 3 変更しようとする事項 駐車場の位置および収容台数
 - (1) 変更前 届出書の添付図面記載のとおり 650台
 - (2) 変更後 届出書の添付図面記載のとおり 549台
- 4 変更年月日 平成29年6月6日
- 5 変更の理由 テナント誘致のため
- 6 届出年月日 平成28年10月5日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
甲賀市産業経済部商工政策課 甲賀市水口町水口6053番地
湖南市建設経済部商工観光労政課 湖南市中央一丁目1番地
 - (2) 縦覧期間 平成28年11月2日から平成29年3月2日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成29年3月2日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号